

額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

4 新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車について地方税法第七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。

5 道府県は、前項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、納税者に当該道府県が発行する証紙をもつてその税金を払い込まなければならない。この場合においては、地方税法第七十七条の十三第一項の規定により提出すべき申告書又は報告書に、当該道府県の条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

6 市町村は、第一項の規定により軽自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に当該市町村が発行する証紙をもつてその税金を払い込まなければならない。この場合においては、軽自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

7 合衆国軍隊の所有する自動車又は軽自動車等のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用されるものについては、前条の規定にかかわらず、その使用者に対して、自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

(証明の様式)
第五条 第三条の表に規定する合衆国軍隊、その権限のある機関又はその公認調達機関の証明の様式は、総務省令で定める。

附則 この法律は、安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二六二号) 抄
1 この法律は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第六十一号)施行の日から施行する。

4 この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長に対してした請求、異議の申立その他の行為は、この法律施行後における法令の相当規定に基いて自治庁長官がした処分又は自治庁長官に対してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

5 この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令としての、総理府令をもつて規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。

附則 (昭和二十九年五月三十一日法律第九五号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二十四日法律第八一号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月五日法律第五四号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、軽油引取税に関する改正規定(第七百条の四十九の改正規定を除く。)は昭和三十三年五月一日から、電気ガス税及び木材引取税に関する改正規定は昭和三十三年七月一日から施行する。

(適用)
2 この法律による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定は、この附則において特別の定めがあるものを除くほか、昭和三十三年度の地方税から適用する。

附則 (昭和三十五年六月二三日法律第一〇二号) 抄
第一条 (施行期日)
この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

(第二条関係の経過規定)
第二条 この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第二条第二号に規定する合衆国軍隊、同条第六号に規定する契約者又は同条第七号に規定する軍人用販売機関等若しくは合衆国軍隊の構成員等が、同法第三条の表の上欄に規定する償却資産の所有、電気及びガスの使用又は動産の所有、使用若しくは移転(以下「償却資産の所有等」という。)をした場合において、この法律の施行前に同欄に規定する証明を受けなかつたときは、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第三条の規定の適用については、同法第二条第二項に規定する合衆国軍隊、同条第五項に規定する契約者、同条第六項に規定する軍人用販売機関等又は同条第四項に規定する合衆国軍隊の構成員等において当該償却資産の所有等をするものとみなす。

附則 (昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号) 抄
第一条 (施行期日)
この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十六年四月三〇日法律第七四号) 抄
第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附則 (昭和三十八年四月一日法律第八〇号) 抄
第一条 (施行期日)
この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第三十七条の二、第五十三条、第七十二条の四十六、第七十二条の四十七、第七十三条の四から第七十三条の七まで、第七十三条の二十七、第七十三条の二十七の三、第七十三条の二十七の五、第七十三条の二十八、第七十七号、第九十八号、第二百二十七号、第二百七十八号、第二百七十九号、第三百四十四号の七、第三百四十一条の八、第三百四十一条第十二号及び第十三号、第三百四十三号、第三百四十八

条、第三百四十九号の三、第三百五十二号、第三百八十一条、第三百八十三号、第三百八十六号、第四百六十五号、第四百九十号、第四百九十八号、第四百九十九号、第五百三十六号、第五百三十七号、第五百六十七号、第五百六十八号、第六百八十八号、第六百八十九号、第七百零二条、第七百零三条の三十四、第七百零一条の十二、第七百零一条の十三、第七百零三条の三、第七百零一条並びに第七百零二条の改正規定、第七百零三条の二の改正規定(第七百零三条の二第四項後段に関する部分を除く。)、第七百零二条の改正規定(第三項の下に「及び第八項」を加える部分に限る。)、第七百零三条の三の次に一号を加える改正規定、附則の改正規定(附則第十四項に関する部分を除く。)並びに附則第十号から附則第十四号まで、附則第十六号から附則第二十号まで、附則第二十二号から附則第二十五号まで及び附則第三十条の規定は公布の日から、狩猟者税に関する改正規定(狩猟者税を狩猟免許税に改める部分に限る。)、第二百三十六号及び第二百三十七号の改正規定(狩猟者税を狩猟免許税に改める部分を除く。)、入猟税に関する改正規定並びに附則第十五条、附則第二十一条、附則第二十九条及び附則第三十二条の規定は狩猟法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十三号)の施行の日から、第三十八号法律第二十三号)の施行の日から、第三百四十一条第四号、第四百四十二号、第四百四十二条の二及び第四百四十四号の改正規定並びに附則第三十三号及び附則第三十四号の規定は道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四十九号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和四三年三月三〇日法律第四号) 抄
第一条 (施行期日)
この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第一百十四号の五並びに第四百八十九号第一項及び第二項の改正規定並びに附則第八号及び第十二号第一項の規定は同年六月一日から、自動車取得税に関する改正規定並びに附則第十五号、第十九号及び第二十号の規定は同年七月一日から施行する。

附則 (昭和四八年四月二六日法律第二三三号) 抄
第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年三月三〇日法律第九号）抄

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五〇年三月三一日法律第一八号）抄

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年二月三〇日法律第一一〇号）抄

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附則（平成元年三月三一日法律第一四号）抄

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 軽油引取税に関する改正規定（附則第三十二條の二の改正規定中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び附則第八條（同条第三項を除く。）の規定 平成元年十月一日

附則（平成九年三月二八日法律第九号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条の改正規定並びに附則第七條及び第二十五條から第二十九條までの規定 平成十二年四月一日

附則（平成二一年七月一六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

第二百五十條 新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二一年二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二條及び第三條を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五條（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成二五年三月三一日法律第九号）抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日法律第九号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日法律第一三三号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から五の三まで 略
- 五の四 第二條（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七條中地方財政法第三十三條の四第一項の改正規定及び同法第三十三條の五の八の次に一條を加える改正規定並びに第九條並びに附則第四條第二項、第六條（第六項を除く。）、第十一條、第十四條、第十七條第二項及び第三項、第二十條（第二項を除く。）、第三十一條、第三十二條、第三十五條（次号に掲げる改正規定を除く。）、第

附則（令和六年三月三〇日法律第四号）抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第三十六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

三十七條の三第二項、第三十九條、第四十條、第四十一條（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一條の二の改正規定に限る。）、第四十二條から第四十七條まで、第四十八條、第五十條並びに第五十二條から第五十六條までの規定 令和元年十月一日

附則（平成二八年一月二八日法律第八六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日法律第二号）抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三一年三月二九日法律第四号）抄

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十四條の規定 公布の日

附則（令和二年三月三一日法律第五号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月三〇日法律第四号）抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第三十六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。